第14号議案 神戸市こども医療費助成に関する条例及び神戸市ひとり親家 庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件に対する修正案 第14号議案 神戸市こども医療費助成に関する条例及び神戸市ひとり親家庭等 医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件に対する修正案を次のように 提出する。

令和3年3月15日提出

提出者 予算特別委員会委員

松	本	0 1) 子	:	森	本		真	大か	わ	5	鈴	子
山本	j 2	じゅん	しじ		西		ただ	す	味口		とし	ゅ	き
今	井	まさ	ے کے	;	林	ま	さひ	と	あわ	は	5	富	夫
浦	上	忠	文		小	林	るみ	子	高橋		ひて	う の	り
香	Ш	真	_										

予算特別委員会委員長 菅野吉記様

第14号議案 神戸市こども医療費助成に関する条例及び神戸市ひとり親家 庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件に対する修正案 第14号議案 神戸市こども医療費助成に関する条例及び神戸市ひとり親家庭等 医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件の一部を次のように修正す る。

第1条中第4条の改正を次のように改める。

(助成の範囲)

第4条 市は、次の各号のいずれかに 該当する場合における医療費のう ち、国民健康保険法の被保険者又は 社会保険各法の被保険者若しくは組 合員(被保険者又は組合員であつた 者を含む。以下同じ。)が負担すべ き額(当該医療に要する費用の額か ら国民健康保険法及び社会保険各法 の規定により医療の給付を行う者 (助成の範囲)

第4条 市は、次の各号のいずれかに 該当する場合における医療費のう ち、国民健康保険法の被保険者又は 社会保険各法の被保険者若しくは組 合員(被保険者又は組合員であった 者を含む。以下同じ。)が負担すべ き額(当該医療に要する費用の額か ら国民健康保険法及び社会保険各法 の規定により医療の給付を行う者 (以下「保険者」という。)が負担 すべき額(保険と療保険の規約、定款には がりとの規約を存保を がは、よいには によりを がは、はいいで がは、はいりで がは、はいりでない。 (以下では、はいりでない。)が をでいるのでは、 がいるがでででない。 をのとがででない。 をのとがででない。 がりのでない。 をのとがでない。 というのでない。 というのでない。 というのでない。 というのでない。 というのでない。 というのではない。 というのでない。 というのではない。 というのでない。 というのでない。 というのではない。 ときないのにはない。 ときないのにはない。 ときないのにない。 ときないのにない。 ときないのにない。 ときないのにない。 ときないのにない。 ときないのにない。 ときないのにない。 ときない。 ときないのにない。

(1) 対象乳幼児等が国民健康保険法 又は社会保険各法による療養の給 付を受けたとき,又は保険外併用 療養費(食事療養を除く。),療 (以下「保険者」という。)が負担 すべき額(保険者の規約、定款、運 営規則等により医療保険各法による 保険給付と併せて当該保険給付に準 ずる給付を受けることができる場合 における当該給付を含む。)を控除 した額。以下「被保険者等負担額」 という。)について,対象乳幼児等 である乳児の医療費並びに対象乳幼 児等である幼児等、小児及び児童の 入院に係る医療費の場合にあつては 被保険者等負担額の全額を、対象乳 幼児等である幼児等, 小児及び児童 の外来に係る医療費の場合にあつて は被保険者等負担額から一部負担金 を控除した額(対象乳幼児等である 幼児等のうち3歳の誕生日の属する 月の末日までの間にある者にあつて は、次項から第5項までの規定にか かわらず,被保険者等負担額の全 額)を助成する。ただし、法令の規 定その他の制度によつて国, 地方公 共団体又は独立行政法人が負担する 医療に関する助成を受けることがで きるときは、この限りでない。

(1) 対象乳幼児等が国民健康保険法 又は社会保険各法による療養の給 付を受けたとき,又は保険外併用 療養費(食事療養を除く。),療 養費(食事療養を除く。)<u>, 訪問</u> 看護療養費若しくは特別療養費 (食事療養を除く。以下同じ。) の支給を受けたとき。

(2) 社会保険各法により被保険者又 は組合員が対象乳幼児等に係る家 族療養費(食事療養を除く。), 家族訪問看護療養費又は特別療養 費の支給を受けたとき。

養費(食事療養を除く。)若しく は特別療養費(食事療養<u>及び指定</u> 訪問看護事業者による療養を除 く。以下同じ。)の支給を受けた とき。

- (2) 社会保険各法により被保険者又 は組合員が対象乳幼児等に係る家 族療養費(食事療養を除く。)又 は特別療養費の支給を受けたと き。
- 2 前項の一部負担金(以下単に「一 部負担金」という。)の額は,次の 各号に掲げる場合の区分に応じ,医 療担当者等(診療,薬剤の支給又は 手当を行う病院,診療所,薬局その 他の者をいう。以下同じ。)ごとに 当該各号に定める額とする。
 - (1) 対象乳幼児等である幼児等(6 歳の誕生日の前日以後の最初の3 月31日までの間にある者に限 る。)の外来に係る医療費の場合 次に掲げる場合の区分に応じ, それぞれ次に定める額
 - ア 当該被保険者等負担額の1日 当たりの合計額が400円を超え るとき。 400円
 - イ 当該被保険者等負担額の1日 当たりの合計額が400円以下で あるとき。 当該合計額の全額

- (2) 対象乳幼児等である幼児等(6 歳の誕生日の前日以後の最初の3 月31日までの間にある者を除 く。),小児及び児童の外来に係 る医療費の場合 次に掲げる場合 の区分に応じ,それぞれ次に定め る額
 - ア 当該被保険者等負担額に3分 の2を乗じて得た額の1日当た りの合計額が400円を超えると き。 400円
 - イ 当該被保険者等負担額に3分 の2を乗じて得た額の1日当た りの合計額が400円以下である とき。 当該合計額の全額
- 3 歯科診療及び歯科診療以外の診療 を併せ行う病院又は診療所は、前項 の規定の適用については、歯科診療 及び歯科診療以外の診療につきそれ ぞれ別個の医療担当者等とみなす。
- 4 第1項本文の規定にかかわらず, 対象乳幼児等のうち幼児等,小児及 び児童の外来に係る医療費の場合で あつて,同一の月において同一の医 療担当者等に一部負担金の支払を2 回以上行つたときは,その月のその 後の期間内に当該医療担当者等にお いて医療を受ける場合の被保険者等 負担額の全額を助成する。この場合

において、同一の日に同一の医療担 当者等に2回以上行つた一部負担金 の支払の合計額は、その合計額を1 回の一部負担金の支払額とみなす。

- 5 第6条第2項の助成(対象乳幼児 等のうち幼児等, 小児及び児童の外 来に係る医療費に関するものに限 る。) の場合であつて, 同一の医療 担当者等で同一の月に2日以上医療 を受けるときは、前項の規定にかか わらず、当該医療担当者等に支払つ た被保険者等負担額の当該期間内の 総額から一部負担金を1日当たり 400円として2日を限度に乗じた額 を控除した額を助成するものとす <u>る。ただし、次条第1項ただし書に</u> 規定する資格者が、当該医療担当者 等で当該期間内に支払つた初めの2 日分の当該被保険者等負担額につ き, 1日当たりの支払額がそれぞれ 400円以下である旨の申立てを行 い,これを市長が認めるときは,当 該医療担当者等に支払つた被保険者 等負担額の当該期間内の総額から当 該申立てに係る額の2日分の合計額 を控除した額を助成するものとす る。_
- 6 市長は、対象者が医療担当者等に 一部負担金を支払うことが困難であ

ると認めるときその他特別の理由が あるときは、第2項の規定にかかわ らず、規則で定めるところにより、 一部負担金を免除することができ る。

第1条中第5条の改正を次のように改める。

(資格の認定等)

第5条 「略]

2 [略]

3 前項の受給者証の様式は,市長が 別に定める。

4 「略]

- 5 資格の喪失は、対象乳幼児等の<u>18</u> <u>歳</u>の誕生日以後の最初の4月1日からとする。ただし、規則で定めるものについては、この限りでない。
- 6 資格者は、対象乳幼児等が<u>医療担</u> 当者等(診療、薬剤の支給又は手当 を行う病院、診療所、薬局その他の 者をいう。以下同じ。)から、診 療、薬剤の支給又は手当を受ける

(資格の認定等)

第5条 「略]

2 [略]

- 3 前項の受給者証の様式は、市長の 定めるところにより、乳児に係る医療費の 勝費の助成、幼児等に係る医療費の 助成、小児に係る医療費の助成及び 児童に係る医療費の助成の全てにつ いて共通のものとすることができ、 これらの医療費の助成のうち2のも のについて共通のものとすることが でき、又はこれらの医療費の助成ご とに別のものとすることができる。
- 4 「略]
- 5 資格の喪失は、対象乳幼児等の<u>15</u> 歳の誕生日以後の最初の4月1日からとする。ただし、規則で定めるものについては、この限りでない。
- 6 資格者は、対象乳幼児等が<u>医療担当者等から</u>、診療、薬剤の支給又は 手当を受ける際、当該医療担当者等 に受給者証を提示しなければならない。

際,当該医療担当者等に受給者証を 提示しなければならない。

第1条中第5条の改正の次に次のように加える。

第7条 削除

(一部負担金の支払方法)

第7条 前条第1項に規定する方法に より医療費の助成を受ける資格者 は、医療を受ける際、一部負担金 (その額に5円未満の端数があると きはこれを切り捨て、5円以上10円 未満の端数があるときはこれを10円 に切り上げるものとする。)を医療 担当者等に支払うものとする。 (参考)

第14号議案 神戸市こども医療費助成に関する条例及び神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件 ぬきがき

(____は,修正部分を示す。)

(修正案)

(助成の範囲)

第4条 市は、次の各号のいずれかに該当する 場合における医療費のうち、国民健康保険 法の被保険者又は社会保険各法の被保険者 若しくは組合員(被保険者又は組合員であ つた者を含む。以下同じ。) が負担すべき額 (当該医療に要する費用の額から国民健康 保険法及び社会保険各法の規定により医療 の給付を行う者(以下「保険者」という。) が負担すべき額(保険者の規約, 定款,運 営規則等により医療保険各法による保険給 付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受 けることができる場合における当該給付を 含む。)を控除した額。以下「被保険者等負 担額」という。) について, 対象乳幼児等の 医療費の被保険者等負担額の全額を助成す る。ただし、法令の規定その他の制度によつ て国、地方公共団体又は独立行政法人が負 担する医療に関する助成を受けることがで きるときは,この限りでない。

(原案による改正後)

(助成の範囲)

第4条 市は、次の各号のいずれかに該当す る場合における医療費のうち、国民健康保 険法の被保険者又は社会保険各法の被保険 者若しくは組合員(被保険者又は組合員で あつた者を含む。以下同じ。) が負担すべき 額(当該医療に要する費用の額から国民健 康保険法及び社会保険各法の規定により医 療の給付を行う者(以下「保険者」という。) が負担すべき額(保険者の規約,定款,運営 規則等により医療保険各法による保険給付 と併せて当該保険給付に準ずる給付を受け ることができる場合における当該給付を含 む。)を控除した額。以下「被保険者等負担 額」という。) について, 対象乳幼児等であ る乳児の医療費並びに対象乳幼児等である 幼児等,小児,児童及び高校生等の入院に係 る医療費の場合にあつては被保険者等負担 額の全額を,対象乳幼児等である幼児等,小 児及び児童の外来に係る医療費の場合にあ つては被保険者等負担額から一部負担金を 控除した額(対象乳幼児等である幼児等の うち3歳の誕生日の属する月の末日までの 間にある者にあつては、次項から第5項ま

 $(1) \sim (2)$ 「略]

での規定にかかわらず、被保険者等負担額 の全額)を助成する。ただし、法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは、この限りでない。

 $(1) \sim (2)$ [略]

- 2 前項の一部負担金(以下単に「一部負担 金」という。)の額は、次の各号に掲げる場 合の区分に応じ、医療担当者等(診療、薬剤 の支給又は手当を行う病院、診療所、薬局そ の他の者をいう。以下同じ。)ごとに当該各 号に定める額とする。
 - (1) 対象乳幼児等である幼児等(6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。)の外来に係る医療費の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、
 - ア 当該被保険者等負担額の1日当た りの合計額が400円を超えるとき。 400円
 - イ 当該被保険者等負担額の1日当た りの合計額が400円以下であるとき。 当該合計額の全額
 - (2) 対象乳幼児等である幼児等(6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。),小児及び児童の外来に係る医療費の場合 次に掲げる場合

の区分に応じ, それぞれ次に定める額

- ア 当該被保険者等負担額に3分の2 を乗じて得た額の1日当たりの合計 額が400円を超えるとき。 400円
- イ 当該被保険者等負担額に3分の2 を乗じて得た額の1日当たりの合計 額が400円以下であるとき。 当該合 計額の全額
- 3 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せ 行う病院又は診療所は、前項の規定の適用 については、歯科診療及び歯科診療以外の 診療につきそれぞれ別個の医療担当者等と みなす。
- 4 第1項本文の規定にかかわらず、対象乳 幼児等のうち幼児等、小児及び児童の外来 に係る医療費の場合であつて、同一の月に おいて同一の医療担当者等に一部負担金の 支払を2回以上行つたときは、その月のそ の後の期間内に当該医療担当者等において 医療を受ける場合の被保険者等負担額の全 額を助成する。この場合において、同一の目 に同一の医療担当者等に2回以上行つた一 部負担金の支払の合計額は、その合計額を 1回の一部負担金の支払額とみなす。
- 5 第6条第2項の助成(対象乳幼児等のうち幼児等,小児及び児童の外来に係る医療費に関するものに限る。)の場合であつて,同一の医療担当者等で同一の月に2日以上

(資格の認定等)

第 5 条 [略]

2~5 [略]

6 資格者は、対象乳幼児等が<u>医療担当者等</u> (診療,薬剤の支給又は手当を行う病院,診 療所,薬局その他の者をいう。以下同じ。) から、診療、薬剤の支給又は手当を受ける 医療を受けるときは、前項の規定にかかわらず、当該医療担当者等に支払つた被保険者等負担額の当該期間内の総額から一部負担金を1日当たり400円として2日を限度に乗じた額を控除した額を助成するものとする。ただし、次条第1項ただし書に規定する資格者が、当該医療担当者等で当該期間内に支払つた初めの2日分の当該被保険者等負担額につき、1日当たりの支払額がそれぞれ400円以下である旨の申立てを行い、これを市長が認めるときは、当該医療担当者等に支払つた被保険者等負担額の当該期間内の総額から当該申立てに係る額の2日分の合計額を控除した額を助成するものとする。

6 市長は、対象者が医療担当者等に一部負担金を支払うことが困難であると認めるときての他特別の理由があるときは、第2項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、一部負担金を免除することができる。

(資格の認定等)

第 5 条 [略]

2~5 [略]

6 資格者は、対象乳幼児等が<u>医療担当者等から</u>、診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療担当者等に受給者証を提示しなければならない。

際,当該医療担当者等に受給者証を提示し なければならない。

(一部負担金の支払方法)

第7条 削除

(一部負担金の支払方法)

第7条 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける資格者は、医療を受ける際、一部負担金(その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上 10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)を医療担当者等に支払うものとする。